

2023年 6月

お客様各位

株式会社 山口フィナンシャルグループ<sup>®</sup>  
株式会社 山 口 銀 行  
株式会社 もみじ銀行  
株式会社 北九州銀行

### 外国為替お取引時の確認事項について

平素は格別のお引き立てを頂き、厚くお礼申し上げます。

弊社グループはお客様の外国為替取引受付の際には「外国為替及び外国貿易法」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等、関連法規に基づき取引内容を確認させていただいておりますが、近年マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が益々高まっております。については、外国為替を新規で取り組まれるお客様に下記に記載した内容の事前確認をさせていただくことと致しました。

お取引内容によっては、確認に時間を要する場合（当日のお取り扱いができない場合）や、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、お取引をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

以下の項目について事前にご確認・ご同意をお願いします。また、既に外国為替取引の実績があるお客様も改めてご確認・ご同意をお願いします。

#### 【ご同意いただく事項】

##### （1）確認資料のご提出

- お客様、お取引の相手方、仲介業者等、関係者および取引の実態（物と資金の流れ）にかかる資料をご提出いただきます。
- 初回取引には登記情報等の基本事項についてご提出いただきます。また、取引申込ごとに必要に応じてインボイス、B/L、原産地証明書、輸出入許可通知書等の書類をご提出いただきます。
- お取引の相手方に関しても企業情報（登記情報等）のご提出をいただくことがあります。特に項目（9）「高リスク取引」に該当する場合、実質的支配者の確認も必要となります。

##### （2）送金原資確認（仕向送金の場合）

- 外国送金受付にあたっては送金原資の確認が必要となるため、事業性収入や給与収入の受入口座からの振替を原則とします。
- 現金を原資とする外国送金はお取り扱い致しません。口座に現金入金された資金を原資とする場合も同様です。（送金直前にATMでご入金された場合、等）
- 他行からの振替（振込）による場合、他行口座のお取引明細をご提示いただきます。原資確認ができない場合、お取り扱い致しません。

##### （3）送金（決済）金額の妥当性確認

- 金融機関の確認義務には送金（決済）金額の妥当性確認も含まれます。貿易取引で金額の妥当性が確認できない場合はお取り扱い致しません。（宝石・貴金属、骨董品、美術品、金属スクラップ、中古自動車、等）※既にお取引実績のあるお客様は過去実績等を参考にさせていただきます。

##### （4）遠隔地取引

- 合理的な理由がない限りお取り扱い致しません。

##### （5）複数口座保有

- 合理的な理由がない限りお取り扱い致しません。

##### （6）とりまとめ送金

- 複数人の送金をまとめて送金するお取扱いは致しません。

<b>(7) 法令違反、公序良俗に反する取引</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のような取引はお取扱い致しません。           <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 無登録の金融商品取引業者に関するお取引 ※対象となる業者は金融庁ホームページにてご確認ください。</li> <li>b. 海外サッカーくじ、オンラインカジノ等に関するお取引</li> </ul> </li> </ul>
<b>(8) 取引ごとの確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組内容は申込の都度、確認させていただきます。特に次のような場合、詳細にヒアリングさせていただきます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>例) 短期間の頻繁な送金、多額の送金、お客様の事業内容と異なる送金、分割取引、送金先と輸出入品の船積地・仕向地の国・地域が異なる送金 等</li> </ul> </li> </ul>
<b>(9) 北朝鮮・イラン等、経済制裁対象者に関する取引ではないことの確認</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制、経済制裁対象者との取引及び「米国 OFAC 規制」に該当する取引は、疑いがある場合を含めお取り扱い致しません。</li> <li>・ 次の取引に該当する場合「高リスク取引」として事前の内容確認を必要とします。お取引内容によっては、確認に時間を要する場合（当日のお取り扱いができない場合）や、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、お取引をお断りさせていただく場合があります。           <ul style="list-style-type: none"> <li>例) 遼寧省丹東市からのアサリ輸入は、取引相手先が新規の場合、原則取引をお断りしております。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. <b>北朝鮮産が疑われる16品目にかかる輸入取引（仲介貿易を含む）</b> アサリ、マツタケ、ウニ、サルトリイバラの葉、ハマグリ、シジミ、ヒラメ、カレイ、エビ、ズワイガニ、ケガニ、タコ、赤貝、アワビ、ウニの調製品、ナマコの調製品</li> <li>b. <b>中国東北三省またはリスクの高い国・地域※に関する取引</b> 取引先及びその代表者・実質的支配者の国籍、居住地・所在地、原産地・船積地・仕向（荷揚）地、最終仕向地、取引銀行所在国（取引支店所在国）等が中国東北三省（遼寧省、黒龍江省、吉林省）またはリスクの高い国・地域※の取引に該当する場合 ※リスクの高い国・地域・・次項（10）ご参照</li> <li>c. <b>中東及びアフリカ向け中古自動車等輸出取引</b></li> <li>d. <b>宝飾品、貴金属、美術品等取引価格等の妥当性が判別しづらい輸出入取引</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高リスク取引に該当する場合、お取引の相手方に関する企業情報（登記情報等）のご提出をお願いします。</li> <li>・ 高リスク取引に該当する場合、取引相手の実質的支配者確認が必須となります。実質的支配者を確認し、北朝鮮・イラン等、経済制裁対象者と関連がないことが明確にならない場合、お取り扱い致しません。           <ul style="list-style-type: none"> <li>注) 実質的支配者とは議決権の25%超を直接・間接に保有する等、法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人をいいます。</li> </ul> </li> </ul>
<b>(10) 国・地域別取扱い</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）に関する取引はお取り扱い致しません。 注) 上記の他、ミャンマーは情勢が不安定で注意を要するため新規取引は原則お取り扱い致しません。</li> <li>・ 次の国・地域に関するお取引はインボイス、B/L等、確認書類のご提出をお願いします。なお、事前確認の結果により、お取引をお断りさせていただく場合があります。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連安全保障理事会により包括的な取引禁止措置、資産凍結措置等が決議された国・地域</li> <li>・ FATF（マネー・ローンダーリングに関する金融活動作業部会）が高リスクとして認定する国・地域</li> <li>・ 米国 OFAC 規制に該当する国・地域 ※米国 OFAC ・・米国財務省外国資産管理室</li> <li>・ OECDにより「タックス・ヘイブン」として認定されている国・地域</li> <li>・ 外為法上の経済制裁対象者が属する国・地域</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>注) 上記対象となる国・地域は確認日により異なります。該当の有無はお取引お申込みの都度、確認させていただきます。通常と異なる国・地域への送金の際はお取引いただいている営業店に照会願います。</li> </ul>

お客様が法人または個人事業主様（海外の取引先と継続して商取引をされる個人のお客様を含みます）の場合、別途「外国為替お取引時同意書（マネー・ローンダーリング関連）」のご提出をお願いしております。

以上